

# 税務Q&A



## 3年前よりも前の贈与でも相続税が増えるのですか？

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 安永 聖観  
(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp>)



父が元気なうちに私(息子)へ財産の贈与をしようと思っています。亡くなった日(相続開始日)から過去3年以内に私へ贈与を行った場合に、その贈与財産は相続税の課税対象財産に含めるというのは知っているのですが、令和6年からこの制度が変わると聞いています。どのように変わるのでしょうか。また、計算方法も教えてください。



(令和5年12月31日までの制度)

父が亡くなった日(相続開始日)から過去3年以内に、父から息子へ暦年贈与(注)を行った場合、その贈与財産を父の相続税の課税対象財産に含めることとされていました。

[注] 暦年贈与…1年当たり110万円の非課税枠を利用した贈与

(令和6年1月1日からの制度)

令和6年1月1日から段階的になりますが、父が亡くなった日(相続開始日)から過去最大7年以内に父から息子へ暦年贈与を行った場合、その贈与財産を父の相続税の課税対象財産に含めることとなります。

令和9年以降順次延長され、令和13年以降は7年以内になります。

亡くなった日	生前贈与の相続財産加算対象期間
令和5年まで	相続開始前3年間
令和6年～令和8年まで	相続開始前3年間
令和9年	令和6年1月1日～相続開始前(例.3年間+数カ月)
令和10年	令和6年1月1日～相続開始前(例.4年間+数カ月)
令和11年	令和6年1月1日～相続開始前(例.5年間+数カ月)
令和12年	令和6年1月1日～相続開始前(例.6年間+数カ月)
令和13年以降	相続開始前7年間

なお、加算対象の贈与財産のうち相続開始前3年を超える財産については、その合計額から100万円を控除することが可能です。

(計算例)

父が亡くなったのが令和11年10月23日の場合。

贈与を実施した日	父から息子への贈与財産の金額
①令和5年3月5日	300万円
②令和6年12月5日	100万円
③令和7年12月1日	200万円
④令和8年11月11日	100万円
⑤令和9年11月10日	200万円
⑥令和10年12月8日	200万円

相続開始日が令和11年10月23日のため、加算対象期間は令和6年1月1日から相続開始日までの間となり、②から⑥までの贈与財産が相続税の課税対象財産に加算されることになります。

算式：加算額 = [ 相続開始前3年以内の贈与以外の贈与財産 - 100万円 ] + [ 相続開始前3年以内の贈与財産 ]

加算額 = [ ②100万円 + ③200万円 - 100万円 ]  
+ [ ④100万円 + ⑤200万円 + ⑥200万円 ]  
= 700万円

(税理士からのアドバイス)

- ① 贈与契約については、民法上はお互いの同意の上で口頭でも可能ですが、親族間のトラブル防止・第三者への証明書類として、贈与契約書・書面での締結が望まれます。
- ② 贈与税については、相続時精算課税制度も令和6年から改正され、贈与財産から毎年基礎控除110万円が非課税枠になります。(詳細な説明は割愛します。)

相続時精算課税制度は今回説明した暦年贈与改正とどちらかの選択適用になりますので、どちらが相続税計算時に有利であるかどうか、計画的な贈与を実施されたい方はシミュレーションが必要になります。最寄りの税理士等の専門家へご相談ください。